

○みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例

令和3年12月17日

条例第20号

(設置)

第1条 森林及び林業・木材産業（以下「林産業」という。）関係者の拠点として、森林及び林産業に関する情報発信、人材の確保及び育成並びに木材製品及び森林由来製品の展示・販売の用に供するため、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション（以下「情報・活動ステーション」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 情報・活動ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション「きとね」

位置 南会津町田島字宮本東33番地1

(指定管理者による管理)

第3条 情報・活動ステーションの管理は、南会津町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年南会津町条例第53号）の定めるところにより、町長が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 森林及び林産業の拠点機能に関する業務
- (2) 情報・活動ステーションの利用の許可に関する業務
- (3) 情報・活動ステーションの利用料金の徴収及び減免に関する業務
- (4) 情報・活動ステーションの維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(個人情報等の取扱い)

第5条 指定管理者は、業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報で

あって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものという。) その他の情報を適切に取り扱わなければならない。

(指定管理者による管理の期間)

第6条 指定管理者が情報・活動ステーションの管理を行う期間は、指定を受けた日から起算して5年間を限度とする。

(利用の許可)

第7条 情報・活動ステーションの施設及び附属施設（以下「施設等」という。）のうち、別表第1の部屋（以下「会議室等」という。）及び別表第2の部屋（以下「シェアオフィス等」という。）を専有して利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に当たり必要があると認めるときは、その利用に条件を付することができる。

3 シェアオフィス等を利用することができる者は、次のとおりとする。

(1) シェアオフィスを利用することができる者は、町内に事業所を有し、第1条に掲げる設置目的に資する業務を行う法人又は個人事業者とする。

(2) ショップを利用することができる者は、現にシェアオフィスを利用している者とする。

4 指定管理者は、利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

(1) その利用が情報・活動ステーションの設置の目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) その他情報・活動ステーションの管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第9条 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、施設等の利用を拒否し、又は施設等の利用を制限することができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者
- (2) 感染症の疾患有する者
- (3) 泥酔している者
- (4) その他指定管理者が管理上支障があると認める者

(利用料金)

第12条 利用者は、利用の許可を受けたときは、利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。
- 3 町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 4 第1項に定める利用料金は、会議室等については利用日まで、シェアオフィス等については利用月の末日までに納付するものとする。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

(会議室等の利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定めるところにより、会議室等の利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第10条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

- 2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、指定管理者において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第7条、第12条関係）

会議室等の部屋名及び利用料金

部屋名	基本料金 (4時間以内)	追加料金 (1時間当たり)	加算料金 (1日当たり)
まなぶば	400円	100円	1事業者につき 2,000円
あそぶば	400円	100円	
つくるば	400円	100円	
きとねホール	5,600円	1,400円	
会議室1	1,600円	400円	
会議室2	1,200円	300円	
敷地内の広場（駐車場を含む。）		無料	1単位面積につき 2,000円

備考

- 1 利用料金は、部屋を専有して利用する場合に限り徴収する。
- 2 1時間に満たない場合は1時間とし、1日に満たない場合は1日とする。
- 3 利用時間は、準備及び後始末の時間を含む。
- 4 加算料金は、利用者が物品等の販売をする場合において、第12条に規定する利用料金又は第13条の規定により減免した後の利用料金に加え、次のとおり徴収する。
 - (1) 敷地内の広場以外の場合 利用する部屋数によらず、1事業者（1許可で複数の事業者が物品等を販売する場合は、それぞれの事業者をいう。）ごとに徴収する。
 - (2) 敷地内の広場の場合 1単位面積（駐車場に表示する普通乗用車の2区画に相当する面積をいう。）ごとに徴収する。

別表第2（第12条関係）

シェアオフィス等の部屋名及び利用料金

部屋名	利用料金（1月当たり）
シェアオフィス	1区画につき 20,000円
ショッピング1	4,000円
ショッピング2	5,000円
ショッピング3	9,000円
ショッピング4	5,000円

備考

- 1 シェアオフィス又はショッピングの利用期間が1月に満たないときは、当該月の利用料金は、日割りにより計算するものとする。
- 2 算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。